ニ　イに規定する者が農作業の委託を受けた場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法
ホ　借賃の受領、農業経営の委託に係る決済又は農作業の委託に係る対価の支払をした場合にあっては、その年月日及びその額
三　農地中間管理事業に係る業務の委託　委託契約ごとの次に掲げる事項
イ～ハ　（略）
２　（略）
３　農地中間管理機構は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年間保存しなければならない。
一　第一項第一号イからヘまで及び同項第二号に掲げる事項　ヘに掲げる日
二　第一項第一号トに掲げる事項　当該業務に要した費用の回収が終了した日
三　第一項第三号に掲げる事項　当該委託契約が終了した日
（事業の休廃止の認可の申請）
第十一条　（略）
（削る。）
（農用地利用集積等促進計画の作成等）
第十二条　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用集積等促進計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。
２　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用集積等促進計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類
イ～ニ　（略）
ホ　賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第二項第二号ロに規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。次項第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項
(1)・(2)　（略）
ヘ　（略）

二　農地中間管理事業に係る業務を委託した場合にあっては、委託契約ごとの次に掲げる事項
イ～ハ　（略）
２　（略）
３　農地中間管理機構は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年間保存しなければならない。
一　第一項第一号イからトまでに掲げる事項　トに掲げる日
二　第一項第一号チに掲げる事項　当該業務に要した費用の回収が終了した日
三　第一項第二号に掲げる事項　当該委託契約が終了した日
（事業の休廃止の認可の申請）
第十条　（略）
（募集の方法等）
第十一条　法第十七条第一項の規定による借受けを希望する者の募集は、毎年一回以上定期的に、原則として、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
２　法第十七条第一項の農林水産省令で定める基準は、市町村の区域又は市町村内の町若しくは字その他の区域であることとする。
３　法第十七条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（農用地利用配分計画の作成等）
第十二条　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。
２　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、へに掲げる事項）を記載した書類
イ～ニ　（略）
ホ　賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第五項第四号に規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。第十五条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項
(1)・(2)　（略）
ヘ　（略）